

ISSN 2188-1065

# 社会経営研究

S  
TUDY OF  
S  
OCIAL  
G  
OVERNANCE

**VOL.3** 2015  
NOV

放送大学社会経営研究編集委員会

## 「社会経営研究」論文

論題=Title	1919年米国上院における国際連盟加盟反対派の論理－米国反国連論の源流－
著者=Author	吉田亮太
雑誌名=Citation	社会経営研究, 2015, Vol.3, p.12-22
発行者 = Publisher	放送大学社会経営研究編集委員会
ISSN	2188-1065
巻 = Vol.	3
ページ = pages	12-22
発行年=Issue Year	2015
URL	<a href="http://u-air.net/SGJ/pub/20151101S-Yoshida.pdf">http://u-air.net/SGJ/pub/20151101S-Yoshida.pdf</a>

## ▶ 1919年米国会における国際連盟加盟反対派の論理

—米国会反連盟論の源流—

吉田亮太

### 要旨

国際組織としての国際連合(United Nations)は、世界的な安全保障問題を解決する機関として、その実効性と正統性について様々な批判を受けているが、その組織への論難は何も今に始まったものではなかった。国際連合の前身である国際連盟(League of Nations)においても、その成立過程において既に現在の反連盟論(この言葉は現存する国際連合への批判を意味するが、その思想的潮流において国際連盟時代からの批判との連続性があるという考えを本稿において示す)批判の源流とでもいえるべき論理が見られていた。本稿はその最初期の議論、米国会上院におけるヴェルサイユ条約批准を阻んだ人々の行動の背後にどのような論理と問題意識が存在したのかについて検討したものである。

米国会上院における条約反対派が、上院外交委員長であったヘンリー・カボット・ロッジ上院議員が中心として、1919年の議会内外における論戦を通じて最終的にウィルソン大統領が望んだ原案通りの批准を阻んだことは周知の事実である。本稿はその議会戦術の駆け引きの過程の分析のみにとどまらず、その行動の根幹となった反対論の問題意識の中核が那邊にあったのかについて説明する。

この事件について、日本における詳細な先行研究としては戸波徹雄氏の「国際連盟加盟をめぐるアメリカ孤立主義の再拾

頭」(1980～1981)が挙げられ、大いに参考としたが、戸波論文は反対派の論理の分析よりも、反対派が勝利するに至る経緯の分析の方に力点がある上に、またウィルソンが国際連盟を創設しようとした意図自体は正しく、それが無理解や誤解、アプローチの失敗によって残念ながら頓挫したという視点から記述されているが故に、論理の分析においても反対派に対して不当に否定的な評価を与えている<sup>1</sup>。

本稿では経緯の分析よりも論理の分析により焦点をあて、反対派の論理形勢に与えたセオドア・ルーズベルト元大統領(以下TRと略す)の影響などを示すとともに、その後の国際連合否定論、不要論の源流としてこの事件において問題となった根源的な部分に焦点をあてて論じた。

[キーワード] 国際連盟、国際連合、主権国家、超国家機関、モンロー・ドクトリン、ヴェルサイユ条約

### 1. 反対派の問題意識形成

米国会上院における条約反対派が、ヘンリー・カボット・ロッジ上院外交委員長を中心として、1919年の議会内外における論戦を経て、最終的にウィルソン大統領が望んだ原案通りのヴェルサイユ条約批准を阻んだ。この経緯についての先行の議論は、ロッジ達反対派の行動の動機を二つの次元から説明している。低い次元のものとしては、ロッジ達の行動が「党派的」な闘争や駆け引きによるものとの説明がなされている<sup>2</sup>。その論拠として、ロッジや彼の政治的盟友であり後盾でもあったTRのウィルソン大統領個人への嫌悪感や、彼らが属する共和党とウィルソン大統領の属する民主党の党派的な争いであるという観点か

ら、この条約批准問題の闘争が解釈されている。だが、ロッジやTRがウィルソン大統領の政策や政治姿勢に極めて批判的であったのは事実であるが、それだけで彼らの行動の説明するのはあまりに安易ではなかろうか。

第一に、彼ら二人は共和党上院議員全体に強力な支配権を及ぼしていたわけではない。党議拘束もなく、それぞれが一国一城の主として活動する米国の上院議員が一リーダーの私怨のみで行動していたというのは余りにも反対派の議員に対して侮辱的であろう。また彼らはかつてウィルソン大統領を産んだ選挙の過程でタフト派とTR派に別れて戦った経緯があり、領袖の指令で一枚岩の反対票を投じるような状況下には全くなかった<sup>3</sup>。そもそも、共和党穏健派を象徴するタフトは、審議前の段階において「規約を上院が受け入れやすい表現に改めた方が良いでしょう」との好意的助言をウィルソンに行っているのだ<sup>4</sup>。また、反対派の中には、民主党の上院議員（後述する「非妥協派」に参加したJames A. Reedなど。彼は次の選挙の際、民主党内のウィルソン派の「党派心」によって「裏切者」と攻撃されている<sup>5</sup>。）も若干名おり、党派対立のみで捉えるのは短絡的と評さざるを得ない。

第二に、講和条約についてのTRとロッジを始めとする有力者たちの議論は1918年11月の選挙とは別個に始まっており、彼らの国際連盟問題についての議論を個別の国政選挙を結びつけた形で理解することは困難である<sup>6</sup>。1919年の議会での戦いにおける反対派の勝利が1920年のハーディングの大統領選挙を有利にするための党派的な動機によるものであったと述べるのは、結果として議会論戦でハーディングが存在感を高めたとはいえ、その時点では国際連盟加盟を阻止することが国民の支持に繋がる確証はなかったことから（「条約案朗読に二週間、公

聴会に六週間」といった引き延ばし戦術は当初の世論の風向きが読み切れないがための手段であった<sup>7</sup>）、無理がある主張と言わざるを得ない<sup>8</sup>。

第三に、反対派の条約原案に対する態度には、僅かな留保で良しとする議員達（穏健留保論者）から、多くの留保を加えねば批准は不可とする議員達（厳格留保論者）や、絶対的な反対派（非妥協派）に至るまでの差があったものの、最終的に勝利した形となった「非妥協派=Irreconcilables」は反対派の中では少数派であり<sup>9</sup>、留保論者の多数はウィルソンさえ何点かの妥協を行えば米国の国際連盟への参加を承認する意図があったという事実を「党派心」の説では説明できない<sup>10</sup>。

これらのことから、ロッジ達反対派の行動の動機を「党派心」の次元のみで説明する議論は誤りであると断じざるを得ない。こうした説は、様々な問題があったとしても国際連盟の創設自体は是とする風潮もしくは信念から<sup>11</sup>、反対派の行動を誤った近視眼的な行為であったと解したがったが故の産物ではないだろうか<sup>12</sup>。

もちろん、自分たちの主張が正しいと信じているウィルソン支持者達の視点からは「彼ら（ロッジ達）は『連盟構想は大統領を葬るために神が与えた千載一遇のチャンスである』としか考えない」としか理解できなかったが<sup>13</sup>、それは客観的な立場からの評価とは言えないであろう。

それでは、別の観点からは彼らが反対した動機はどのようなものと解されているのであろうか。G・ジョン・アイケンベリーによれば、TRとロッジが反対に回ったのは「この連盟に加盟すると、米国が世界各地の軍事的介入に関与することになる」と危惧したからだという。彼らは米国の権威を損なうような「守れないような約束をしてはいけない」と考えており、そのため

に原案のままでの国際連盟への加盟に反対の立場を取ったのだという<sup>14</sup>。たしかにTRは大戦中からそのように主張しており、首尾一貫している。

「條約や海牙（ハーグ）平和会議の決議や其他で約束したことは、個人間の約束と同じで、之を履行してこそ初めて其価値が現はれるのである。最初向ふ見ずに約束をするのは、其約束を守ることに無頓着なのと、事実上殆んど全く同様に有害であり不正である。個人間の場合に於けると同じく、国家の間に於いても亦然りと云はざるを得ない。几帳面な人間は容易に約束をしないが、其代り一旦約束をしたら、必ず之を守るのである。<sup>15</sup>」

こうした動機の理解は、その判断の当否とは別に、反対派も米国に対する愛国心と純粋な政策への懐疑により行動していたことを示しており、より説得力がある。では、焦点となった「第10項」を始めとした条約の一部が危険な内容であると判断されたことだけが連盟反対論の本質なのであろうか。

## 2. 反対論の形成過程

連盟構想についての議論は、TRやロッジにおいては早い時期から行われている<sup>16</sup>。それは、元々TR自身が独自の連盟構想を持っていたからである<sup>17</sup>。しかし、TRの考えていた連盟とウィルソンの提案した連盟はその性質を全く異とするものであった。ウィルソンの連盟が対等な諸国家間の上位に位置する超国家的な機関を想定していたのに対し、TRの考える連盟はあくまでも大国の軍事同盟の延長線上に位置づけられるものであった<sup>18</sup>。TRの言葉を借りれば、ウィルソンの連盟は100年前のアレクサンドル皇帝の神聖同盟の繰り返しに過ぎなかった<sup>19</sup>。それ

に対してTRの連盟はウィーン体制下での四国同盟、五国同盟のような認識で捉え得ることができる。それ故に両者は同じく平和を希求するための諸国家の連盟（League of Nations）という言葉を用いながらも、全く異なる意味でそれらを設置すべきと主張していたのである。そのため、「ウィルソンの連盟」の形が露になってきた時点で、TR達はそれが自分たちの想定していたものとは全く異なる――無益なものであればまだしも――有害なものとなりかねないと判断したのである。

連盟についての上院での議論は「第10項」の問題、集団安全保障が米国に遠隔地での参戦義務を課すのではないか、という点を中心となったが、反対論の焦点は集団安全保障制度自体が想定された通りに機能するか否かについてではなく（後年のエチオピアやチェコスロバキアでは全く作動しなかった）、集団安全保障の論理が「モンロー・ドクトリン」を損なう可能性があるか否かにあった。初期の議論は、連盟は神聖同盟的なものであるべきか四国同盟的なものであるべきか、旧中央同盟国や共産ロシアの参加を認めるか否かという理念的な応酬に終始していたが、ドイツの降伏後にウィルソンの連盟案が具体化されてくると、1918年11月26日の手紙でロッジは、TRに「ウィルソンの国際連盟がモンロー・ドクトリンを危険に晒す可能性がある」という、米国の死活的国益に直結する重大な警告を発した<sup>20</sup>。ここから、まず両者の間における問題認識の共有が進展し、それが反対派の形成に繋がっていったのである。

元来、1823年のモンロー・ドクトリンは、両大陸の相互不干渉と米州の再植民地化を許さないと訴えた一方的な宣言に過ぎなかったが<sup>21</sup>、米国の国力が向上するにつれて拡大解釈と再定義がなされ、米州諸国に対する米国の指導的地位を担保する根拠と化していた。1909年までのTR政権は特にその過程に深く

関与し、自国の南米諸国への力の行使を「国際警察力」と称し、その根拠に再解釈されたモンロー・ドクトリンを据えたものである<sup>22</sup>。そういった経緯もあり、連盟加入がモンロー・ドクトリンを危機に晒す可能性があるということは、彼らにとっては到底許容できることではなかったのである。それは彼らの政治家としての過去の仕事が否定されるからといった次元の問題ではなかった。米国が19世紀を通じて確保してきた中南米諸国に対する覇権と、パナマ運河の安全確保という米国の安全保障上の死活的国益が危機に晒されてかねないという認識からであった。12月2日、TRはKansas City Star紙への寄稿文において、遠方において自国の若者を死なせるなという情緒的なアピールを交えつつ、モンロー・ドクトリンの死守を訴えている。

TRは年明けの1919年1月6日に死去するが、1918年の11月21日には彼の見舞いにタフト、ロッジ、ルート、ホワイトらが直接訪問し、国際連盟構想についての問題点の意見交換を行うなど、死の直前までロッジを始めとする共和党の有力議員らと意見交換を行っており<sup>23</sup>、国際連盟加盟反対論の論理の基本線はTRを中心とするインナーサークルによって形成されたと判断することができる。ロッジ自身がそのことを認め、二人の認識は完全に一致 (entire agreement) していたと述べており、特にそれを疑う動機も証拠もない。ただし、彼は自分の1919年の政治行動はあくまでも自己の責任と判断で行った行為であるとも後に記している<sup>24</sup>。

もちろん、公的な立場を意識しての発言だろうが、1919年の議会での闘争が始まる前にTRは死去していたのだから、そこは彼の主張通りなのであろう。議会におけるロッジの行動はTRの指示に盲従したまでだという解釈は、TRを過大に、そしてロッジを過小に評価していると言わざるをえない<sup>25</sup>。そもそも、先

述したとおり、資料で確認できる限りにおいては、ウィルソンの国際連盟構想がモンロー・ドクトリンを危険に晒す可能性があるという核心部分を先に警告したのはロッジの側からであってTRからではないのである。だが、ロッジが発した警告を敏感に受け止め、その認識を共有できる上院議員達の紐帯を形成することにおいて中核的な役割を果たしたのは元大統領という権威者であるTRであり、ロッジはそれを遺産として引き継ぎ、議会での勝利に繋げることができたのである。その意味では彼らの二人三脚が、米国の国益を危険に晒す形での連盟加盟を防ぐという政治的大戦果に繋がったのだと言えよう。

### 3. 普遍的な利益と個別的な国益の対立

国際連盟加盟をめぐる政治的対立におけるロッジの最大の危惧はモンロー・ドクトリンについてであり、議会における論戦で特に焦点となったのはそれを含む「第10項」の集団安全保障であった。では、ウィルソンとロッジの対立点は個別の政策課題についての方向性の相違に過ぎず、互いの誤解を解き、不承不承ながらも妥協点を見出すことで、合意の形成を図ることが可能な問題であったのだろうか。

ある提案を議会で通すことが困難な場合、相手の修正要求を丸呑みすれば、大抵の場合議案自体は通過させることが可能である。1919年の場合、ウィルソンはハウス大佐やヒッチコックから譲歩を勧められたにもかかわらず、妥協することを拒否したが<sup>26</sup>、それは単なる戦術的な見誤りであって、実際には修正に応じることも可能であったのだろうか。あるいは逆にロッジが譲歩することも可能だったのだろうか。

筆者は、それは不可能であったと考える。なぜならば個々の

論点の背景にある基礎的な国際政治に対する認識がTRやロッジとウィルソン達とは全く異なっていたからである。国際連盟の構想自体は、普遍的な価値観によって形作られていた。そうでなければ諸国家がそれに自主的に加盟することは望むべくもなかっただろう。だが、普遍的な価値観は、常に個別の国家の利益と一致するとは限らない。そうした両者の不一致をTRとロッジは認識していたが、ウィルソン達は認識していないか、あるいは直視していなかった<sup>27</sup>。それ故に、反対派の論理は、普遍的な価値と米国の利益が矛盾した場合に、普遍的な価値が優先されれば米国の国益が損なわれるとの考えから、ウィルソンの連盟構想に原案で参加することを許容できなかったのである。ロッジ達が条約に留保条項を付けようとした部分とは、そのような利益相反時に国益を確保するためのものであった。たとえばロッジによる14か条の要求項目（1919年11月6日）にも挙げられた、連盟から脱退する手続きにおいて、その際課せられる義務についてはアメリカ議会が判断するべきとの要求は、連盟の意思決定が米国の死活的国益と矛盾した時に国益を守るための退路の確保である。

そして、米国の国益が立脚していると広く認識されていたモンロー・ドクトリンは普遍的なものでは全くなかった。ウィルソンはモンロー・ドクトリンと国際連盟規約の間には矛盾が生じないと主張するために、それが普遍的な国際関係の基礎であり「連盟の前身」であると主張したが<sup>28</sup>、さすがに無理がある主張であったと言わざるを得ない。その主張に対してロッジが反論したように、モンロー宣言はどこまでも地域的な宣言であり、米国の政策にとっての道具であり、アジアやアフリカの国々には関係のないものであった<sup>29</sup>。

故に、TRは普遍性を有する国際連盟に参加することで、米国

が欧州の問題に関与することとなるのであれば、欧州の国々がメキシコやカリブ海、特にパナマ運河についてもなんらかの発言権を持ちかねないということを論理的に指摘して、それが米国の長年追求してきたモンロー・ドクトリンに基礎づけられた国益に明確に反すると警告していた<sup>30</sup>。この核心部分についての問題意識は「党派的」なものではなく、ウィルソン政権の国務長官であったランシングによっても早くから指摘されていたものである<sup>31</sup>。

また、普遍的な超国家機関の存在は、それにどれだけ制約をつけたとしても加盟国との間に擬似的な上下関係を生じさせ、それによって課された義務が、一実際に了承されるかは別として一 下達されることは今も昔も米国人の一般的な感覚から言って承服しにくいものではあった<sup>32</sup>。それを承けてハーディングは「大統領は米国の独立を売り渡した」と指摘したのであり<sup>33</sup>、ロッジは意味のある義務の全てに留保をつけることによって、「自己の運命の支配者であり続けたい」と主張したのである<sup>34</sup>。彼らのこうした発言は、政治家として院外を含む利害関係を意識した打算的のものであるかもしれないが、仮に彼らの心底がそうであったとしても論理的帰結と彼らの私的な立場はここでは特に矛盾しない<sup>35</sup>。

この普遍的なものと個別的な国益の対立は、互いが自国の利益を追求する主権国家体制の下では本質的に克服不可能な問題であり、今現在もその状態は変化していない。国際連合と米国との間で見解の相違がある時に、米国が国際連合の意思を受け入れることは通常考えられないことである。ただ、現在は米国を始めとする大国の受け入れ不可能な重要問題は、安保理において拒否権で否決できるという知恵によって<sup>36</sup>、国際連合と大国は致命的な破局に至ってないだけのことである。このよう

な根源的な対立は、ウィルソンが議会对策のために国際連盟規約に挿入したモンロー・ドクトリンに関する第21条のような弥縫策によってはそもそも対応可能なものではなかったのだ。

この国際連盟規約第21条は、加盟国の平等という普遍的な観点からは甚だしい矛盾と問題を抱え込んだ条項であった。後日、コスタリカ政府による「自国が了解した覚えのない『モンロー・ドクトリン』とはいかなる地域的了解なのか」との照会に対して、連盟理事会はその意義や解釈を回答することができなかった<sup>37</sup>。また、日本が満蒙に対する「特殊権益」を主張するにあたってこの第21条の考え方が援用されることが予想されたため（その危惧は全く正しかった）、パリ講和会議の席上で中国代表の顧維鈞はこの条項の挿入に激しく抵抗したものである<sup>38</sup>。ちなみに、モンロー・ドクトリンをいかに解釈すべきかについてのロッジの見解は極めて明白であり「アメリカ合衆国だけがそれを解釈でき、他の国が解釈し干渉することは許されない」というのが彼の主張であり<sup>39</sup>、アメリカの国策でもあった<sup>40</sup>。

ウィルソンが普遍的なものと米国の国益との間には矛盾が無いと真に信じていたのかは不明であるが、少なくとも彼はいくらか論難されてもそう主張したがために、この国際連盟加盟問題におけるロッジとウィルソンの主張は互いが公的な動機に基づいて行動する限り、本質的な部分において歩み寄ることが不可能であったと言える。

#### 4. 議会反対派の構成と駆け引き

1919年の上院における連盟原案への反対派は大きく三つのグループに分けることができた。ケロッグ等の国際主義的な「穩

健留保派」とロッジらの「強硬留保派」、それとボラー達「非妥協派」の三派である。

この国際連盟加盟問題におけるウィルソンへの非難は、これら三派に対する議会戦術的な側面に多くが割かれている。穩健留保派を取り込むような妥協や説明ができないままに「反対者は平和の敵」と決めつけることでルートを怒らせ<sup>41</sup>、「身の回りにハイフンを持つ者（外国系アメリカ人のこと）は誰でも用意があるときはいつもこの共和国の生命に突き刺すことのできる短剣を持っている」と放言してはアイルランド系市民を敵に回したように<sup>42</sup>、彼の独善的な言動が逆に反対派を団結させることとなってしまったというものである。「非妥協派」のブランデジー議員は後になって「ウィルソン自身が条約打倒のために全力を尽くしたのであり、我々は彼に依存していた」とロッジに述懐し、ロッジは「その通りだ、彼（ウィルソン）の努力無しでは条約は上院で批准されていただろう」と返している<sup>43</sup>。ウィルソンの政治外交全般に対するアプローチを強く批判する言動は、国際政治学におけるいわゆる「リアリズム」の論者からなされているのであるが<sup>44</sup>、それらのいずれも彼の現状認識の貧困さを指摘するものの、国際連盟の創設そのものが誤りであるとまでは言い切っていない。それは、国際連盟の後身である国際連合が、今なおロッジとウィルソンの間で問題となった事柄を解決できないままでありながら、なおも厳然と存在していることを憚ったのであろうか。

さて、1919年の反対派に論を戻すと、ロッジは上院の委員長という立場から三派の領袖として彼らを糾合すべく活動したが、そのためにロッジ自身の考えが那邊にあったのかというのは分かり難くなっている。というのは、彼は「穩健留保派」をウィルソン達に切り崩されないようにするために「非妥協派」

に接近することができず、かといって過度に妥協的な姿勢を見せれば、自らを「死の大隊 (Battalion of Death)」と称する「非妥協派」や自分の属する「強硬留保派」の支持を失いかねないため、どうしてもその言論は政局的なバランスを意識したものにならざるを得なかったからである<sup>45</sup>。そうした困難の中で1919年11月19日の採決をもって、ウィルソンの連盟の原案批准の阻止という政治目標を成し遂げた議会政治家としての力量は高く評価できるものの、他方で彼が本質的には国際連盟構想にどういった考えを有していたのかの理解を難しくしてしまった。

そのため、ロッジの本意が那邊にあったのかについては彼の死後、親族間においても見解が分かれている。ロッジの長女であるクラレンス・ウィリアムはロッジの本意は最初から「非妥協派」と全く同じだったと断じている。つまり、彼の留保案はあくまでも国際連盟構想を破滅させるための駆け引きの道具に過ぎず、それを本気で成立させようとは意図していなかったということである。それに対し、後に政治家となった息子のロッジJrは、米国の国際連盟への不参加の経緯が批判的に評されていたことから、父を政治的に「弁護」するため、父はあくまでもそれがその時の最善の道だと信じて留保案を提出していたのだと強く反論している<sup>46</sup>。

これらの見解のいずれが正しいのだろうか。情況証拠の類からは長女の見解の方に軍配を上げざるを得ない<sup>47</sup>。先行するTRの見解と、それと認識を共有していたロッジの理解ではウィルソンの国際連盟は100年前の神聖同盟と同様のものに過ぎず、世界に対してそれほど大きな貢献はできないであろうというものであった<sup>48</sup>。その連盟から留保によって彼らの指摘する危険性を除去したところで、そもそもさほど役に立つまいという認

識や実際の結果が変化するとも思われず<sup>49</sup>、役に立たないと思っているものを、わざわざ作り上げることにそれほどの熱意があったとも思えない、との類推は自然な見方ではあるまいか。また、留保付で国際連盟に加盟することが真に良いことであると考えていたのであれば、この時の加盟問題が流れた後にも留保案を再度提議して米国の国際連盟加盟を考慮しようとしたはずだが、1920年3月19日の留保案に対する再投票を最後としてそのような熱意は見られず、ハーディング政権によって米国の連盟不参加が固定化されたことについて特段の異議を唱えていないことも、ロッジの真意が「非妥協派」により近いものであったことの傍証足り得るであろう。

ただし、「非妥協派」とその短期的な政治目標を同じくしたとはいえど、ロッジやTRはボラーなどの「非妥協派」の面々と、なぜ国際連盟加盟が受け入れられないかという理由の底流を同じくしていたとは言い難い。この時期のボラーは帝国主義的な政策全般に反対する立場から、連盟が英仏の既得権益を保証し、それに米国が加担することになりかねないという視点からウィルソンの国際連盟構想に熱心に反対していたのであって<sup>50</sup>、バランス・オブ・パワーの観点から、大戦中の軍事同盟の延長で世界秩序を制御し、その中で米国の国益を確保しようとして構想していたTRとロッジの考え方とは根底において相容れないものがあった<sup>51</sup>。そのため、ボラーはロッジが自分達を裏切って留保案を成立させてしまわないかを終始懸念しており<sup>52</sup>、そういう意味では目的を同じくしていたにもかかわらず、この仮初の同盟関係には不信感と緊張感が漂っていたと評さざるを得ない。

## 5. おわりに

本稿がこれまで検討してきたことにより、国際連盟加盟問題を巡る1919年の対立の本質的な背景が、普遍的な利益と個別的な国益の対立についての根源的な認識の違いであり、それを象徴的に示していた論点こそが「モンロー・ドクトリン」であったと示すことができた。また、反対派の中核となったTRやロッジの危機感と共通認識の形成過程に新たに着目することを通じて、ロッジの行動の目標が那邊にあったのかについて、決定的ではないかもしれないが、一つの見解を示すことができた。それにより、反対派の動機をいたずらに「党派心」で説明しようとする見解に対して、より純粋な政治的論理の問題からの批判であったという指摘をなすことができたと考える。

もちろん、現実政治における対立が純粋な理念上のものであり得るのか、より次元の低い利害、駆け引きや感情の産物という側面もあるのではないか、という批判も成り立つであろう。現実政治における対立や妥協には、不合理な出来事が多々見られることからそのような指摘は当然に起き得る。だが、それはケース・バイ・ケースであり、一つ一つの政治事件を深く掘り下げて検討していくことで判断できるとしか述べようがないものである。だが、今回焦点を当てた政治事件を検討した限りにおいては、反対派首脳陣における問題意識の形成過程で浮かび上がったのは外交政策における理念上の疑義が中心であった。また、彼らの行動がその時点では彼ら自身やそのグループの政治的な利益に結びつくか否かも不明であったことから、本稿は公的な懸念を反対派首脳陣の主たる行動の動機であると位置づけ、二次的人物を交えた駆け引きや感情の発露は、その目

的達成のための下位的な手段と解したのである。

この国際連盟加盟問題を検証することの意義は、ある国の一政治事件の歴史的な経緯の詳細を単に解き明かすことだけにあるわけではない。対立のロジックとその背景を整理することによって、現在の国際連合を巡る否定的な議論、特に「国民の代表者たる米国議会の権限が及ばない「顔のない国際官僚」たちが米国の主権を侵害する」というアメリカにおいて広く共有されている反国連感情の源流がここに始まると説明できることから<sup>53</sup>、個別の国益と超国家的機関の軋轢を考える上での示唆を今なお与え続けるということにあるのである<sup>54</sup>。

## 注

1 戸波徹雄「国際連盟加盟をめぐるアメリカ孤立主義の再抬頭(1)~(4)」(『第一経大論集』9巻4号~10巻4号、1980~1981年)は地の文でウィルソンのビジョンに対して「崇高な」「人類社会の理想を掲げた」という形容を用いる一方で((1) 4頁)((2) 7頁)、ロッジに対しては直接的な批判を避けつつも、その行動を「党派的戦略に予想できなかった大きな成功を取めた」と婉曲に評し((2) 23頁)、ボラーに対しては「野人的」((3) 16頁)「思想の貧困さ」((3) 24頁)と酷評気味に論じている。

2 戸波氏は一貫してロッジらの行動を「党派心」から説明しようとしている。その一環で引用されているロッジからベバリッジへの発言は、戸波論文中では「我々の民主党政攻撃の筋書きは固まり、共和党は勝利を得るであろう」とされているが、実際には「我々の論点が固まり、勝利を得られるであろう(“then our issue is made up and we shall win”)」というだけの文章であり(Selig Adler, “The Isolationist Impulse”, (Abelard-Schuman, New York, 1957), p.49.)、

反対派の動機を「党派心」で説明するために、恣意的に「民主  
党攻撃」「共和党」の語句を強引に挿入しているが、それは必  
ずしも正確な訳とは言えないのではないだろうか。ここでいう  
「our」や「we」は穏健派から非妥協派までを含む、超党派の  
原案反対派と解するべきであろう。

3 Alexander L. George & Juliette L. George, “Woodrow  
Wilson and Colonel House: A Personality Study”, (Dover  
Publications, 1964), p.182.

4 Denna Flank Fleming, “The United States and the  
League of Nations 1918-1920”, (G. P. Putnam, New  
York), pp.183-187.

5 Franklin D. Mitchell, “The Re-Election of the Irrecon-  
cilable James A. Reed”, (Missouri Historical Review,  
1966), pp.416-435.

6 少なくともTRとロッジの間の書簡や彼らの発言からは国際連  
盟問題についての見解に党派的な利害を絡めたものは確認でき  
ない。

7 志邨晃佑『ウィルソン 新世界秩序をかかげて』清水新書、  
1984年、192頁

8 戸波徹雄(1) 14頁)によれば、「ロッジが審議引延べ戦術をと  
ったのは、世論の支持について懸念があったから」とのこと  
であるが、1919年の2月時点ではロッジは「党派的な反対や無内  
容な抵抗と見られるのは賢明ではない」との認識から、慎重に  
「極力骨抜きにすること」を自分たちの目標としてボラーに示  
しており (William C. Widenor, “Henry Cabot Lodge and  
the Search for an American Foreign Policy”, (University  
of California Press, 1980), p.308.)、そのことから条約原  
案に正面から反対することが果たして政治的な利益に結びつく

かは極めて不明瞭な状況下にあったと言わざるを得ない。

9 本稿では、各議員グループの名称については前掲の戸波論文  
に倣うこととする。

10 安藤次男『アメリカ政治外交史』法律文化社、2011年、6  
頁

11 村川一郎「ウッドロウ・ウィルソン大統領」(『政策月報』  
155号、自由民主党、1968年所収、154頁)は、「(ウィルソ  
ンが) 国際連盟設立に踏切らなかつたら、かれはごく平凡な大  
統領として、その職務を遂行したにすぎなかつたであろう」と  
まで断じている。

12 「自国の大統領が中心となって創設された国際連盟に米国が  
加盟できなかったのは“悲劇的”でさえある」

中嶋啓雄「24上院のヴェルサイユ講和条約案への同意拒否(一  
九一九～二〇年)ーウィルソン大統領の挫折」(佐々木卓也編  
『ハンドブック アメリカ外交史』ミネルヴァ書房、2011年所  
収、67頁)

「国際連盟はウィルソンの“崇高な構想”を大幅に後退させた  
ものとなって設立された」

草間秀三郎『ウッドロー・ウィルソンの研究 ーとくに国際連  
盟構想の発展を中心としてー』風間書房、1974年、113頁  
(いずれも強調文字、囲み記号は筆者による)

13 Raymond Blaine Fosdick to Sir Eric Drummond  
1920.1.1

14 G・ジョン・アイケンベリー『アフター・ヴィクトリー 戦  
後構築の論理と行動』NTT出版、2004年、163頁

15 TR『大戦と将来の米国』同文館、1917年、緒言7-8頁

16 1916.1.26 TR to Lodgeで既に平和のための連盟が必要で  
あると言及されている。

17 「正義の平和を目的とする世界の一大聯盟を組織し、之に参加した各国民の協同の力によって、苟しくも頑強にして他の文明国を怒らすやうな国があれば、直ちに之に対して有効にして且つ公平無私なる裁判所の判決を実行することを保障してこそ、初めて茲に上述の目的を達することができるのである」TR前掲書、緒言10頁

18 Kansas City Star 1918.11.17及び1918.11.14 TR to William Wills Davies等参照

19 1918.12.6 TR to Philander Chase Knox

20 1918.11.26 Lodge to TR

21 中嶋啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』ミネルヴァ書房、2002年、124頁

22 Albert Bushnell Hart, “The Monroe Doctrine an interpretation”, (Little Brown and company, Boston, 1916), p.226.

23 Edmund Morris, “Colonel Roosevelt”, (Random House, New York, 2010), pp.546-547.

24 Henry C. Lodge, “The Senate and The League of Nations”, (C. Scribner’s Sons, New York, 1925), p.135.

25 戸波徹雄(2) 2頁

26 Alexander L. George & Juliette L. George, op.cit. , p.301. , pp.304-306.

27 “These are American principles, American policies. We could stand for no others. And they are also the principles and policies of forward looking men and women everywhere, of every modern nation, of every enlightened community. They are the principles of mankind and must prevail.”

ウィルソン大統領の一般教書演説(1917.1.22)より

28 同上、一般教書演説より

29 上記演説に反駁するロッジの演説 (1917.2.28) より

30 Kansas City Star 1918.12.2及び1919.1.3

31 戸波徹雄(2) 13頁より、1916.5.25のランシングの警告のこと

32 「アメリカ例外主義 (American exceptionalism)」という言葉でこれは示されるが、米国が国際法を他国に適用することがあっても、米国が国際法に基づいて他から干渉することは許されないという、極めて独善的ではあるが米国においては一般的な考え方である。

33 1919.11.19 ハーディングの演説より

34 1919.3.19 ロッジの演説より

35 William C. Widenor, op.cit. , p.310 は、ロッジが「党派の目的」と「彼の外交政策上の主張」の二つの目標を追っていたとする。つまるところ、この政治事件においてその両者は同じ方向を向いていたということである。

36 国際連合における拒否権の設定はアメリカにとり、対外政策における行動の自由を確保する目的のみならず、そもそも本稿の取り上げた国際連盟を巡る1919年の議論を踏まえた上での、上院・世論対策でもあった。  
(西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連 1945-1950』東京大学出版会、1992年、12-13頁)

37 立作太郎『国際連盟規約論』国際連盟協会、1932年、323頁

38 篠原初枝『国際連盟』中公新書、2010年、51-52頁

39 Henry C. Lodge, op.cit. , p.175.

40 立作太郎『米国外交上の諸主義』日本評論社、1942年、

55-59頁

41 戸波徹雄(2) 16頁

42 コロラド州プエブロにおけるウィルソンの演説(1919.9.25)より

43 Henry C. Lodge, op.cit. , p.214.

44 モーゲンソーやケナン、キッシンジャー等はウィルソンの国際政治についての認識を厳しく評価している。

45 志邨晃佑、前掲書、192頁

46 Denna Flank Fleming, op.cit. , p.476.

47 アーサー・S・リンクは、ロッジの真意は条約の完全な否決であったが、指導者として共和党議員の主流派の立場を擁護する留保派の姿勢を取ったのだとする。（『ウッドロー・ウィルソン伝』南窓社、1977年、165頁）

48 1918.12.6 TR to Henry Rider Haggard

49 長沼秀世『ウィルソン 国際連盟の提唱者』山川出版社、2013年、2頁

50 戸波徹雄(3) 8-10頁

51 戸波徹雄(2) 22-23頁

52 戸波徹雄(2) 20頁、(3) 15-16頁

53 中山俊宏「アメリカにおける「国連不要論」の検証」（『国際問題』2003年10月号所収）12-13頁。現在の米国における国連不信の源流がここにあるとの議論が要約されている。

54 この一連の国際連盟加盟問題における反対派の主張を「自己例外主義」であるとし、それが近年の国際連合と米国の関係における「単独行動主義」の源流であるとする指摘も存在する。

（最上敏樹『国連とアメリカ』岩波新書、2005年、63-65頁）

本稿で使われている主な一次史料の出典は以下のとおり

Elting E. Morison, “The Letters of Theodore Roosevelt, Vol8”, (Harvard University, 1954)

Henry Cabot Lodge & Charles F. Redmond, “Selections from the correspondence of Theodore Roosevelt and Henry Cabot Lodge”, (Da Capo, New York, 1971)

Theodore Roosevelt, “Roosevelt in the Kansas City Star”, (Houghton Mifflin, Boston and New York, 1921)

Raymond Blaine Fosdick, “Letters on The League of Nations”, (Princeton University, 1966)